
【特集】 社会的企業の現代的意義

特集にあたって

いま、なぜ、社会的企業か。

第二次世界大戦後、福祉国家の大黒柱となってきたのが社会保障制度の発展であった。しかし、今やそれが危機に瀕している。P.ロザンヴァロンはその故を次のようにいう。

福祉国家の公正と連帯を支えていたのは、無知のヴェールのもと、保険原理、すなわち、リスクは平等に分配されていると同時に、きわめて偶然的な性質をもつという保険原理が共有され得ていたからである（P.ロザンヴァロン（1995）『連帯の新たなる哲学』北垣徹訳（2006）勁草書房、p.23）。しかし、いまや、格差の拡大、長期失業、社会的排除はこの前提を崩し、福祉国家の正当性を揺るがし、連帯を掘り崩している。P.ロザンヴァロンは、保険に代わる新たな国民的連帯の論理を創出すべきだという。それは、差し当たり、水平的再配分を租税（垂直的再配分、全世代型再配分など）で補うようなものになるという（同書、pp.77-103）。

しかし、それをもってしても難しくなることが予期される。もはや、経済成長による所得増のもとで「プラス・サム」の所得再配分を期待し得る時代は過ぎ去った。ゼロ成長の下での、「ゼロ・サム」、悪くすると「マイナス・サム」ゲームへ追い込まれるのが濃厚である。

そこで、ロザンヴァロンは、新たな連帯の哲学の下、思考のベクトルを180度転換する。「1960年代に存在した暗黙の社会契約は、近代におけるある種の『古きもの』を考慮に入れることに基づいていた。経済的なものと社会的なものとの均衡は、ある種の異質性を受け入れることに結びついてきた。つまり、同じ生産機能のなかに、能力においてきわめて異なる労働者たちが共存しており、まさに企業内部に、生産性においてきわめて弱い多数の小さな「ニッチ」が存在していたのだ。社会の凝集力のかなりの部分が、経済的なもののなかに埋め込まれたこの種の社会的なものに結びついてきた。1980年代と1990年代に加速した近代化は、こうした編成を崩したのだ。事態をこのようなかたちで理解するならば、もはや損害の補償や賠償という視点で考えるだけでは十分でないということになる。社会的なものの不具合を修繕するという論理から、この社会的ものの実質自体に働きかけるという構想へと移行しなければならない（同書、pp.117-119）。

「経済面での近代化と社会組織の再建を同時に行うべく、社会的なもののある種のかたちで内的に組み込むための近代的方法……それは、同時に現代的であり、かつ古風な方法でもあるとなるだろう」（同書、p.131）。

これは、われわれが関心を寄せる「社会的企業」なり、「連帯経済」に通じる。ところが、「社会的企業」、「連帯経済」といっても、様々な見解がある。

一方には、ビジネスによって社会貢献する社会的起業家、個人の閃きによる社会経済的イノベーション、就活困難な学生の希望の星、……。

他方には、福祉国家再生、あるいは、持続可能性の危機を深める現下の経済社会システムの「オルタナティブ」を求めている、ラディカルな社会経済革新の出発点としてみる見方まで——その間に

様々な期待を込めて、様々な主張があるだろう——主張され始めた。

実践的にも、理論的にも確かな道筋が見えてきたというには、なお、ほど遠い。議論が始まったばかり。一般の認識もまだこれからというところだろう。

しかし、おそらく、遅かれ早かれ、その重要性の認識を迫られることにならざるを得ないであろう。

このような関心のもと、大原社会問題研究所に、現代福祉学部の大山博教授を座長にして、社会問題の捉え方や社会運動再生のために、それぞれが関心をもつ事柄を自由に発言し合うボランティアなフォーラムを設けてきた。そこで、上記のような「社会的企業」に関心をもち、プレゼンテーションを行ったものが大山教授の強い懇願で、各人の自由な視角から自由に論じた論考を集めたのが本特集号である。

議論は文字通り始まったばかりで、これからの展開が期待される。

川上忠雄論文は、次のように論じる。19世紀中に見られた資本主義的蓄積のシステミックな律動（循環性恐慌と自律的回復）の世界市場的展開に注目し、資本主義世界は、20世紀に入ってから、経済の、この自己調節力を失い、3度のカタストロフィを経験した。第1次世界大戦、世界大恐慌・再建金本位制崩壊、第2次世界大戦である。しかし、カタストロフィの度に国家が救世主となり、市場社会の大崩壊を食い止め、システム再建をやったのけた。

ところが、第2次世界大戦後の国家が推進した異常な高成長の帰結としての第4のカタストロフィとしての現局面は、これまで経験したことのない途方もなく深刻な危機である。国家体制そのものが危機に陥ってしまったからである。救世主が危機に陥ってしまったからである。

このような悲観の見通しを遮り、差し止めるものは市場と国家にはない。したがって、まったく新しい力が必要である。人と人の直接的結びつき、市場でもない、国家でもない結びつき、愛と互恵協同の結びつきである。しかも大地自然と親和的に結びついて。それを育て上げ、連合させ、未曾有の危機に立ち向かうこと。すでに、そこそこに萌芽が生まれている。たしかに過去に成功例はない。しかし、おそらく最終のカタストロフィに対しては、人類が生き延びるのに他の道はあるまい。

粕谷信次論文は『『社会的・連帯経済体制』の可能性』（拙著『増補改訂版 社会的経済が拓く市民的公共性の新次元』序章）を次のような意図のもとに再論する。

「増補版論文」で「社会的・連帯経済体制」の構築を提起したのは、「3.11」以前であったが、「9.11」、「リーマン・ショック」、「3.11」に象徴される社会・経済システムの持続可能性の危機は、その後も深まり続けており、その持続可能性を確保するためには「近代・現代」を相対化するような根源的な改革を必要とする。そのために、「増補版論文」で「社会的・連帯経済体制」の構築を提起した。今回、その説得力を一層高めるために、ハーバース批判をさらに掘り下げ、政治・経済・社会・大地の総体を視野に入れつつ、システムと生活世界の「あいだ」を拡げ、「市民的公共性」の一層の多様・豊穡化を図る。それによって、人々の差異を社会的排除ではなく、互いの、互いによる包摂力をさらに高める。また、市場、国家などのシステムに浸透して柔軟化（民主主義化）し、システムに人びとの意思を注入する。これはとりもなおさず、社会的・連帯経済のも

つとも基本的な存立基盤を構築し、拡げることになる。

上のロザンヴァロンの、「社会的なものの不具合を修繕するという論理から、この社会的なものの実質自体に働きかけるという構想へ」、「経済面での近代化と社会組織の再建を同時に行うべく、社会的なもののある種のかたちで内的に組み込むための近代的方法」というのは、「社会的・連帯経済」にほかならないと私は理解する。そして、このような社会的・連帯経済を通じての人々の社会参加、主体の取戻しこそ、持続可能性の危機を克服する最も有効な方途にほかならない。

しかし、その基礎的基盤たる「社会的・連帯経済」がなお非力を免れない。そこで、現在の持続可能性の危機の行く末と「社会的・連帯経済」の理解と推進を兼ねて、社会的・連帯経済への参加を条件とする「参加型ベーシック・インカム」導入の国民的、国際的大熟議を社会運動的ダイナミズムをもって展開することを提起する。

柏井宏之論文は、4半世紀にわたる日韓市民交流を、4回にわたって開かれた日韓社会的企業セミナーの議論を中心にふりかえる。市場・再分配・互酬をめぐるアジアにおける大きな転換点は、1997年、韓国を襲ったIMF経済危機は韓国における「生産的福祉」の就労創出の場を社会的排除にあう人たちの自活共同体の自活事業へ眼を向けたことに始まった。それが「脆弱階層」という規定を軸に据えた労働統合型の「社会的企業育成法」となり、さらに互酬性に着目した「協同組合基本法」を超党派で決め、地域での社会問題解決の熱意となっている。

これに対し、日本の社会的企業は1960年代に自律・独立型で芽吹き、地域社会に根づいて小規模多機能型で展開、協同組合から各分野別に非市場的事業間の日韓市民交流が4半世紀にわたって続いている。政権交替でようやく「生活困窮者自立支援法」が動き出し「多様な働き方」が構想されかけたが、自公政権の復調は、就労支援は福祉の枠内での施策に限定され、社会的排除にあう人たちに働く場を創出する労働統合型は市民社会の自発性にゆだねると突き放している。その意味で、あらゆる制度を活用しつつ、より当事者団体間のネットワークを創りだしながら地域社会での相互支援の在り方を探りながら自律・独立型をみがこうとしている。

日韓の社会的企業は、アジアの官治型ガバナンスを突き抜ける構想力・想像力が問われており、韓国での歴史的な共同体を現代に生かす手法を共有しながら、アジアの地域性にあった都市と農業・水産・酪農の地方とを結ぶ互惠事業が課題になろうとしている、と論じる。

米澤 旦論文は、社会的企業研究の実証的分析が困難な要因を、社会的企業概念の特性から検討するものである。社会的企業概念が何を指し示すのか、研究者間で明確な共通理解は困難であるとされてきた。本論文は、この理由を、概念の曖昧さだけでなく、社会的企業がハイブリッド（雑種の）組織として捉えられてきたことに求められること、そして、その上で、ハイブリッド組織に対して、いかにすれば有意味な実証的研究が可能なのかを検討するものである。

社会的企業がハイブリッド的組織であることは、社会的企業の本質的な特性とし強調されてきたが、一方で、このハイブリッド性を持つ意味は、少数の例外を除いて、整理されてこなかった。本論文は、このハイブリッド性が、複数に区分できること、いずれの視点を採用するにしても、社会的企業概念の共通化された対象設定が困難であることが導かれることを示す。そのうえで、今後の研究アプローチの一つの方向性は、法制度あるいは、ステークホルダーによって正統性が付与された、特定のハイブリッド組織の比較・分析があり得ることを主張する。

(粕谷 信次)